

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 4 日

公益財団法人 文 楽 協 会

理 事 長 鳥 井 信 吾 殿

公益財団法人 文 楽 協 会

監 事 道上正俊 

監 事 田村 亨 

私は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 197 条、第 199 条及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 2 条、第 21 条、並びに公益財団法人文楽協会「定款」第 8 条、第 27 条の規定に基づき、公益財団法人文楽協会の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの会計年度における理事の職務の執行及び事業報告・計算書類等の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事の職務の執行の監査について、必要に応じて理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人から事業の報告を聴取するとともに財産の状況を調査し、関係書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を用いて理事の職務の執行の妥当性を検討した。
- (2) 事業報告・計算書類等の監査について、関係書類及び会計帳簿を閲覧するなど必要と思われる監査手続を用いて事業報告・計算書類等の正確性を検討した。

2 監 査 意 見

- (1) 理事の職務の執行に関する不整の事実又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (2) 事業報告及びその附属明細書の内容は事実であり、法令もしくは定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録は、「公益法人会計基準」に準拠して作成され、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以 上